

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付のためのフロー図

軽度者 = 要支援1・要支援2・要介護1の者
 (ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2・要介護3を含む)

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する。(青本P462)
 ※資料開示を行い、調査票から該当の有無を確認する
 ※認定結果が出ていない場合は、調査票の確認ができないため、次の手順(NO)に進む

YES

給付可
 ※市への手続きは不要

NO

貸与しようとする福祉用具品目

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
エ 認知症老人徘徊感知機器
カ 自動排泄処理装置

ア 車いす及び車いす付属品
オ 移動用リフト
 (つり具の部分を除く)

例外給付の対象とすべき状態像 i・ii・iiiのいずれかに該当する。(青本P461)

①医師の医学的な所見に基づき判断されている
 ②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている
 ※①及び②を満たすことが必要

YES

軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る理由書を市に提出 ※市が審査

可

不可

給付可
 ※「承認通知書」にて通知

NO

給付不可

ア 車いす及び車いす付属品
 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である。

オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
 「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。

※主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する。

NO

YES

給付可
 ※市への手続きは不要

※青本…介護報酬の解釈1 単位数表編(平成30年4月版)